

平成27年度第1回二宮町下水道運営審議会会議録

日時 平成27年7月28日（火）午前10時00分から午前11時30分
場所 町民センター 2Bクラブ室
出席者 井上良光会長、添田米美副会長、桑原英俊委員、黒木勇委員、菊田稔委員、
海野淳委員、松尾武保委員、村田耕一郎委員、市来裕子委員、越地祐佳委員、
土谷美智代委員
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班長、工務班長、業務班主事、業務班主事補
傍聴者 なし

1 開会

おはようございます。本日は暑い中、またご多忙にもかかわらずご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、平成27年度第1回二宮町下水道運営審議会を始めさせていただきます。

私は、本年4月の異動で下水道課長となりました戸丸でございます。よろしくお願ひいたします。なお、議事に入るまでの進行につきましては、次第に従い私が務めさせていただきます。

進行 最初に、本日の資料の確認をさせていただきます。

配布資料は、「次第」、「委員名簿」、「資料1：平成27年度二宮町下水道事業予定箇所（2枚綴り）」、「資料2：平成27年度下水道事業予算状況について（4枚綴り）」、「資料3：下水道事業経営の基本的な考え方（A4で1枚）」、「資料4：下水道使用料対象経費について（3枚綴り）」、「平成27年度下水道運営審議会スケジュール（案）」の7点です。また、下水道公社様から「かながわの流域下水道」を手元にお配りさせていただいております。

進行 それでは、次第に従いまして、本審議会の会長であります、井上会長よりごあいさつをいただきたいと思います。会長よろしくお願ひします。

2 会長あいさつ

会長 皆様、暑い中ご苦労様です。当分暑さが続くようですので、皆様方には十分ご自愛いただきまして、お過ごしいただきたいと思います。

本日、お手元の資料のとおりご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

進行 ありがとうございました。それでは議事に移りたいと思います。

本日は、ただいま1名の委員がお見えになっておりませんが、10名のご出席をいたいただいております。過半数を超えておりますので、審議会条例第7条第2項の規定により会議は成立していることを報告します。

なお、会議の議長は、審議会条例第7条第1項の規定により、井上会長にお願いしたいと思います。

議長 それでは、座ったままで進めさせていただきます。皆様よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に委員の皆様にお諮りします。審議会の公開についてですが、当審議会は原則公開となっております。本日の審議会は公開して問題がないと思われますが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

議長 異議なしとのことですので、そのようにさせていただきます。

では、傍聴希望の方がいらしたら、入室をお願いします。

事務局 希望者なしです。

議長 それでは議事に入ります。

議題（1）の「平成27年度二宮町下水道事業の工事概要等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

3 議題

（1）平成27年度二宮町下水道事業の工事概要等について

事務局 それでは、議題（1）「平成27年度二宮町下水道事業の工事概要等について」を説明させていただきます。

資料1をご覧ください。本年度計画している工事の種類としまして、資料1の図の黄色で示しているものが、污水幹線にあたるもので、赤色で示しておりますものが枝線工事、青色で示しておりますものが雨水対策工事です。

幹線工事につきましては、山西幹線の昨年度実施完了いたしました上流域約300m施工を実施いたします。赤色の枝線工事につきましては、昨年度実施した周辺地域にあたるところの、釜野地区・越地地区の周辺一部と山西小学校に行くルートの箇所で、約1,000メートルを予定しています。

雨水対策工事は、道路冠水が発生するということで、今年度それを解消するた

めの工事 約 50m 施工を実施します。

場所は、山西の釜野地区がメインの工事場所となっています。

続きまして、2枚目をご覧ください。今後の整備の順序です。青色で示しているものは、平成 26 年度末までに山西の釜野地区が整備されておりまして、黄色が先程示しました平成 27 年度に工事を実施する区域となっております。平成 28 年度以降につきましては、予算・財源の関係上詳しい話はできないのですが、緑色で示している地域を平成 31 年度末までに完了する予定で計画を進めて参ります。

家屋が密集している色の付いていない地域がありますが、こちらは市街化調整区域となっており、現在のところ具体的な整備計画がたっておりませんので、今後の話になってくると思われます。

以上で、平成 27 年度の下水道事業の工事概要等について説明を終えさせていただきます。

会 長 ただ今、事務局より議題（1）について説明がありました。ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委 員 平成 26 年度に完了したところについて、現在どのぐらいの接続率ですか。

事務局 具体的な数字が手元にありませんので、後程説明させていただきます。

委 員 感覚的なもので構いません。

事務局 昨年度実施したところに日東団地が含まれております、こちらは集中浄化槽地区になっておりますので、現在 70% 程の接続率になっております。他の市街地に関しましては、例年と同じような伸び率となっておりますので、今具体的な数字は申し上げられません。

委 員 平成 26 年度末とありますが、いつのことを指すのですか。

事務局 平成 27 年 3 月 31 日です。

会 長 資料を見ますと、平成 31 年度までに市街化区域が全部計画区域に入ったということですか。

事務局 今の事業の認可期間が平成 31 年度までいただいておりまして、その期間まで

に整備できるエリアとして捉えてください。ただし、今回は釜野地区ということで表示をさせていただいておりますが、二宮町の中にまだ未整備の地区が若干虫食い状態で残っているところがありますので、その地区も含めて平成 31 年度までに計画を立てている状態です。

会 長 よろしいですか。また分からないうことがあれば事務局まで問い合わせていただければと思います。

それでは、議題（2）「平成 27 年度下水道事業予算状況について」を議題とします。事務局お願いします。

（2）平成 27 年度下水道事業予算状況について

事務局 説明の前に、私の方からご案内をさせていただきたいと思います。

本町の下水道につきましては、平成 11 年 4 月に供用開始して以来、平成 26 年度末で全体計画の 525ha のうち約 370ha、約 72% の整備が出来ております。接続率で見ますと、約 77.5% の世帯が接続されてきたところでございます。

ご承知のとおり、下水道事業は公営事業として独立採算制を原則としております。そのため、経費節減や経営努力によって接続率の向上を図りながら、使用者の方に適正な負担を求めて経営の健全化・安定化を図っていただいております。そのような中で、財源とさせていただいている下水道使用料、これで賄う経費回収率というものが平成 26 年度末では 70.8% になりました。この不足分につきましては、一般会計から繰入金という形で賄っているのが現状です。厳しい財政状況を反映して、一般会計から繰入金を望んでいくというのもなかなか困難なところでございます。事業開始以来積み重ねてきた、借入金等の資本費の償還のピークは平成 31 年度を見込んでおりますが、社会情勢や財政状況を勘案してこの確保をはからないと、今後の下水道事業は大変厳しい状況が続いていくのではないかと考えております。現在、一般会計の財政状況を見ましても、下水道運営の適正化をはかりつつ、かつ健全で安定した下水道会計を維持するためにも、経費に見合った適正な受益者負担を求めていくことが必要であると考えております。

使用料の改定につきましては、平成 21 年度に 8 %、平成 24 年度に 20.4 % の改定をさせていただいております。前回、平成 24 年の答申書には、今後の使用料改定につきましては、下水道事業の経営状況の推移に注視するとともに本町の財政状況、社会経済情勢並びに近隣市町村の状況等を考慮しつつ、一般会計からの繰入金の減少をはかるために、適時に使用料の見直しを検討されたい、というふうに結ばれております。

今年度の審議会につきましては、今回は第 1 回目として事前に資料配布させていただいておりますので、まず二宮町の下水道事業の現状を説明させていただい

て、事業の管理運営状況の内容をご確認いただき、次回に町から諮問をさせていただいて、適正なる使用料の見直しのご審議をいただければというふうに考えております。

それでは、重複する部分もございますが、資料2に基づき担当より説明させていただきたいと思います。

事務局 5ページと6ページを併せてご覧いただきながら説明させていただきます。

(資料2 1～4ページまでを読み上げた)

5ページは予算額の内訳をグラフ化したものです。

6ページの充当関係の表は、今の説明を図に示したもので、矢印につきましては、一番多く充当しているものについては一番太い矢印、少なく充当しているものは細い矢印で記載しています。

会長 ただ今、議題2について説明がありました。ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

委員 起債についてですが、毎年町で債権を売り出しているのですか。

事務局 起債額については、先程も申し上げましたが、全体の事業費から国庫補助金や負担金等を引いた残りの金額に対して借入をしているものです。

債券を売り出しているわけではありません。

委員 どういう形で借りているのですか。

事務局 国債のような形で債券を発行するようなものではなく、財務省の財政融資という制度と地方公共団体金融機構という法人の貸付制度から借金をして、ローンを組んで資金を融通していただいているものです。

事務局 簡単に申し上げますと、下水道事業などの公共事業に対して貸し出しをする金融機関がありまして、そこから借りているということです。

委員 そうしますと、金利は一律に決まっていて、下げるることはできないということですね。もう、この金利でお貸ししますということですね。

事務局 そうです。

委 員 歳出の維持管理経費についてですが、昨年に比べて1.3%増とのことですが、これは今後増えていく見込になっているのですか。維持管理するだけで、どんどん増えていくものなのか、それともここは減らすことが可能なのか、そのあたりを教えてください。

事務局 維持管理経費は、町内に張り巡らされている下水道管やマンホールの維持管理と汚水が流れて行った先が酒匂川流域の下水道処理場になりますが、その維持管理経費も含まれています。当然、汚水処理量が多くなれば、その費用が多くなります。関連市町の汚水処理の数量で按分しているのですが、その数量が高くなれば、比率が高くなって負担金が増えてくるという形になっています。

委 員 そうしますと、今後整備が進んでいくと、整備した分について管理しなければいけないので、その分は増えるし、当然整備すれば流れる量が多くなるわけだから、この部分はどんどん上がっていくと考えればよいのですか。

事務局 そうですね。

事務局 補足いたしますと、過去5年間の平均で前年比3%前後上がってきた状態です。

委 員 繰入金の関係ですが、おそらく予算作成の段階で財政当局と相当調整をされていると思われますが、下水道課に対してどのような話があったのか教えてください。

事務局 財政課で予算査定を受ける際に、ヒアリングがあります。この後の資料で見ていただこうと思いますが、繰入金が増えてきております。ご承知のように、町本体の財政状況も非常に厳しいという中で、今年度は約4億の繰入金をいただいているが、過去の整備工事をたくさん行っていた頃よりも工事量は少ないので、維持管理にお金がかかることと過去に整備した償還金が増えてきているというところで、繰入金のほとんどがそちらに回っています。

財政課としては、事業課である下水道課として経営状況を立て直すなり、基盤をつくるなり、強化するなりというようなご意見をいただいております。

会 長 他にないようでしたら、次の「下水道経営の基本的な考え方」と「下水道使用料対象経費について」は関連がございますので、一括で議題とさせていただきます。それでは事務局よりお願いします。

(3) 下水道経営の基本的な考え方
事務局 (資料3を読み上げた)

下段の表につきましては、下水道特別会計の財政状況、決算状況です。平成26年度につきましては、まだ議会承認を経てございませんので、見込みとして記載させていただいておりますが、これは出納閉鎖の確定額を基に掲載しているものですので、ご了承いただきたいと思います。

一番下の段につきましては、翌年度の繰越金となる金額でございます。

(4) 下水道使用料対象経費について

事務局 まず下水道事業費についてですが、大きく分けまして直接的・間接的に事業に係る維持管理費と記載の元利償還金である資本費に分けられます。また、それぞれが汚水処理・雨水処理に係るものと整備に係るものとに分けられます。

このうち、下水道使用料で賄うべきものは、汚水に伴うもののみです。

これは、雨水公費・汚水私費の原則によるもので、雨水は自然現象に起因するもので、一般的に原因者を特定することが困難であること、また雨水の排除は、浸水防止等都市機能の保全に寄与するため、その受益が広く一般市民に及ぶため公費負担となり、汚水につきましては、原因者負担とする考え方です。

1ページの図をご覧ください。細い波線で囲まれた部分が汚水処理にかかる経費の総額です。下の「原則」とされたところにもございますが、ここから公費をもって充てるとされた分、これは繰出基準と申しまして、国から通知されたものになりますが、これを除いたものが下水道使用料対象経費となりまして、この図の中の太い波線で囲まれた部分です。

今申し上げました繰出基準についてですが、いくつかあるのですが、例えば二宮町は汚水と雨水の処理を完全に分けて行う分流式下水道となっていますが、この分流式下水道に要する経費につきましても、その一部が繰出基準に該当します。これは、分流式下水道は合流式下水道に比べて、公共用水域の水質保全効果が高くなり、公的な便益が大きく認められますが、汚水資本費が3倍以上高くなります。そこで、分流式下水道はその公的便益と資本費格差をかんがみまして「分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」が繰出基準として、公費負担になります。

また、下水道使用料対象経費についてですが、2ページの上段の表が、平成26年度は見込になりますが、平成22年度以降5年間の下水道使用料対象経費の推移を表したものになっています。

1ページにお戻りください。「現状」として矢印で示されている図がありますが、こちらが現在二宮町における使用料収入で使用料対象経費をどの程度賄えて

いるかを表したもので、資料3でも説明しましたが、維持管理経費につきましては100%賄えていますが、資本費の一部が賄えていない状態です。これをグラフ化したものが2ページの下の図になります。黒く塗りつぶした部分が使用料で賄えていない部分になります。平成26年度の見込では、使用料で賄えていない部分は段々減っては来ているのですが、使用料対象経費の約30%、9千600万円余りを一般会計から補ってもらう予定です。この数字は、グラフの下の表の下から3つ目の行にあります。

なお、先程話がありました、一般会計からの繰入金の合計の推移がこの表の一番下の行に書かれています。こちらは年々増加している傾向にあります。

続きまして、3ページをご覧ください。上段の表は、使用料収入の対象となる有収水量と使用料収入の推移を表したもので、この中で、平成23年度から平成24年度にかけての使用料収入の伸びが大きくなっていますが、これは使用者数が増えていることは勿論ですが、平成24年度中に使用料改定を行っており、その影響が大きく出ています。

その下の表は、使用料対象経費の区分別の推移です。維持管理費の直接的経費の管渠費は、主に管渠やマンホールの維持管理に係るものですが、その年により内容が異なりますので、必ずしも右肩上がり・下がりにはなりません。ポンプ場費と処理場費については、二宮町は所有していませんので、かかりません。間接的経費の業務費は、下水道使用料を上水道使用料と一緒に徴収している関係で支払っている委託費と下水道の普及促進に係るものなどです。流域下水道維持管理負担金は、処理場の維持管理に係る負担金です。資本費は、下水道施設の建設に伴う起債の元利償還金です。

下の表は使用料収入と使用料対象経費の差引で、説明が重なってしまいますが、年々減ってきてますが、平成26年度は9千600万円余りを一般会計からの繰入金で補うということを表しています。

最下段の表について、使用料単価は有収水量1m³あたりの使用料収入を表すもので、使用料収入を年間有収水量で除したもので、汚水処理原価は有収水量1m³あたりの処理単価を表したもので、使用料対象経費を年間有収水量で除したもので、経費回収率につきましては、汚水処理原価のうち、使用料収入でどれだけ賄えているかを示すもので、使用料収入を使用料対象経費で除したもので、平成26年度は約71%であることを示しています。

一番下の枠内については、資料3で説明したものと同じですので、割愛させていただきます。

なお、下水道使用料を値上げしまして、仮に今説明した汚水処理原価を全て賄えたとしても、最初の方で申し上げました雨水処理に関するものなど公費をもって充てる分がありますので、一般会計からの繰入金がなくなるということは

ございません。ただし、現状の一般会計からの繰入金には、下水道使用料収入の不足によるものも含まれていますので、使用料を値上げすることで、一般会計の負担を減らすことにはつながります。

こちらは大変分かりづらいのですが、例えば一般の家庭に置き換えると、皆様給与所得で生活費等を出されていると思いますが、住宅や車を購入された際にローンを組まれると思いますが、給与所得で生活費と住宅ローンの一部を賄えるのですが、残りの住宅ローンの部分のためにどこからかお金を借りてくることになります。これが一般会計からの繰入金となります。もう一つ、車の購入に組んだローン専用にお金を借りてくることになりますが、先程の住宅ローンとは別にお金を借りることになります。これが繰出基準にあたります。

会長　ただいま事務局より説明がありました。ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

委員　使用料対象経費の流域下水道維持管理負担金について、これは当然流す汚水量が増えれば増えることになると思いますが、酒匂で使用している他の市町、例えば中井町等と比べて負担金が異なるのですか。

事務局　先程説明しましたが、酒匂川流域の関連市町は3市7町あります。その中で、処理に係る経費を、流す量の按分で決めています。ですから、中井町と二宮町が同じ金額ということはありません。

委員　流す量によって決まるということで、汚水処理場までの距離は関係ないということですか。

事務局　関係ありません。

委員　そうしますと、この負担金は将来変わってくる可能性があるということですか。

事務局　はい。当然、流す量によって割合が変わってきますので、それによって負担が変わってきます。

事務局　少し補足しますと、酒匂川流域下水道に加入している自治体は3市7町で、まだ箱根が繋がっていないため使っていませんので、費用的には3市6町で維持管理費の負担をしています。

資料4の3ページをご覧いただきますと、ポンプ場費と処理場費が0円になっ

ています。これは、当然二宮町にはありませんのでここはかかっていませんが、その代わりに間接的に流域でやりますので、この負担金のところに費用がかかるということです。按分ということですが、二宮町では押切のあたり、エクレール二宮の国道のところに幹線が通っており、その下に流量計が付いています。汚水を流す一番の流下になりますので、そこで水量を測っています。その数値を報告しまして、各市町報告があがってくるのですが、あげられた数字の割合、水量そのものが割合になるわけです。

毎年維持管理費の経費がかかるわけですが、酒匂川流域で協議会というものをつくりしております、3年スパンでこの維持管理費の費用を算出しています。大枠は、どのぐらいの水量を流すのかという計画汚水量というものがあります、その汚水量で計算されておりますが、実際に流した水量と差がありますので、それは精算という形で毎年行っております。

委 員 エクレールの中村川を越えたあたりにポンプ場がありますね。あれは小田原市に入るのですか。

事務局 二宮町です。

委 員 それでもポンプ場の経費はいらないのですか。

事務局 施設的には県の施設になります。酒匂川流域の施設ですが、管理は県になります。

委 員 補足します。本日「かながわの流域下水道」というパンフレットを持ってきました。その13ページが酒匂川流域下水道概要図となっております。酒匂川を挟みまして、右側と左側に左岸処理場と右岸処理場があります。今右側の方に二宮町があるのですが、そこから太い青色の線で示した流域下水道の幹線が通っており、末端が小田原市と中井町の市境までいきまして、川匂ポンプ場から1号線の下を通って酒匂川の左岸処理場に入ります。これが、中井二宮小田原幹線です。

一方、酒匂川の上流側にいきますと、秦野市の寄の方ですね、あそこから一本下りてきて酒匂に入ってくるのが、左岸幹線。左岸処理場ではこの二本の幹線が入ってきてます。

先程言った按分というのは、だいたい小田原市さんが何割、○○町が何割という形で、按分数は3年で見直した計画の計画汚水量で計算していくということです。

先程 委員が言われた、維持管理費が上がるというのは、処理場は昭和57年に

できておりまして、30数年経っております。今現在は12万m³の処理をする施設能力があるのですが、実際には6万トンから7万トンぐらいの水が入ってきています。

処理としては、小さくても大きくても同じことをします。逆に前のページにあります相模川流域は、50万トンぐらいのクラスの処理場です。その水が入ってきまして、同じように汲み上げてお金がかかるとなりますと、どうしても水が少ないと1m³あたりの単価が上がることになります。そうすると、やはり県西部の酒匂川流域は、今まだ水が入ってきていませんので、どうしても処理単価は高くなってしまいます。

委員 酒匂川の処理場は汚水処理だけの処理場ですか。雨水は入らないのですか。

委員 基本は分流式といって、雨水は別ということなのですが、雨が降ると水は多いです。

委員 雨が降ると水が多くなるのはなぜですか。汚水しか入らないはずなのに…

委員 誤接など色々あると思いますが、不明水という形になります。

委員 そうすると、今説明のあった処理能力をオーバーすることはありますか。

委員 処理の仕方を変えて流すということをしています。

委員 使用料収入ですが、接続率が77%のことでしたが、接続率が上がれば使用料収入が増えるということですね。けれど、努力はされていると思いますが、現状では接続率をこれ以上上げるのはなかなか難しいかもしれません。その主な原因是接続費用なのですか。それとも個人で処理しているのと、使用料の経費を払うのとでは、個人の方が安いから接続率が上がらないのか、それとも接続するための枝管の経費が高いので上がらないのか、どういう原因なのでしょうか、接続率が上がらないのは。

事務局 枝線が住宅まで行きますと、基本的には個人の方にそこへ繋いでいただくということが原則となってきますが、すぐ繋げていただけないと我々も勧奨という形で1件1件回らせていただいています。その際に接続できない理由を1件1件聞いたところ、一番多いのがやはり今言わたった費用的な問題です。平均ですけども、だいたい1件30~40万ぐらいかかることがあります。すると、「合併式浄化槽だと

費用がかからなくて、下水道に接続すると費用がかかっちゃうからいいよ」ということになります。ただ、実際は浄化槽だからと言っても通常の法的な浄化槽の維持経費を考えますと、定期点検ですか定期清掃ですか年間色々決まった内容をやると、それなりの費用がかかっているはずなのですから、そこまでピシッときやつてないと実際支払っている年間の金額が少なく感じてしまうということで、年間の使用料と比べるとそこまではいいよということと、家族が少なくなってきた、あまり言い方は良くないですが、年金生活になってしまふとそこまでの費用は厳しいよというような現実にあるなど、様々な理由はありますが、やはり費用的な面が多いのかなと。その中で、費用のあっせんという形で借入の部分ですか、我々の制度で支援できるような補助なんかもご紹介させていただいて、日々やっているという状態です。

委員 無利子で借りられるという話は知っています。ただ、公共下水道だと汚水だけじゃなくお風呂の水とか、散水とか、自動車を洗う水とか全てかかりますね。けれど、浄化槽だと汚水しか処理しないというので費用がだいぶ違うのでしょうか。公共下水道と個人で処理する場合、要するに継続的に払う月々の費用と。

事務局 具体的な数字はないのですが、トイレから直接入る昔の単独処理だとその部分だけ流れてしまいますが、合併式だと今言われたお風呂ですか生活排水も一緒に処理して流れます。ですから、単純に単独浄化槽の分はすぐに切り替えていただかないと、生活排水がそのまま下水に流れて川に直接行ってしまいますので、それはもうすぐに切り替えていただく形になるのですが、合併式の浄化槽ですとある程度、今言った浄化槽の維持経費を見比べて正規にちゃんとして処理しているとそれなりに経費がかかっているはずなのですが、そこまで処理されていないのが現状かな、という感じです。

委員 酒匂の流域の処理の流れですが、浄化された水は酒匂川に流すようなのですが、例えば東京都では、児童プールに使ったり山手線の電車に使ったりいろんな利用を考えて、その分は一部還元しているような話も聞いたのですが、酒匂の場合はその辺の現状はどうなのですか。

委員 そういう計画は県からも来ていませんが、ただ場内に使う水だったり機械の冷却水だったりというのは砂ろ過水として再利用しています。それをどこかに提供しているということはしておりません。

委員 例えば、汚泥を燃やして残留した灰をコンクリに混ぜるなどを処理負担金に還

元することはないわけですね。要するに維持管理費の方に還元するということはないのですか。

委 員 セメント会社にはリサイクルという形で燃した灰を提供しています。

委 員 それをこの負担金の中に還元するということはないですね。

委 員 水も汚泥も処理という形で入っておりまますので、各市町さんから処理費としてお金をいただいているので、これを戻すということはない。

事務局 歳入としては出てこないと思います。逆に処理する費用がかかってしまうということですね。リサイクルだとしても。

委 員 管を敷いたりしなくてはいけないのでね、維持管理とかそういうことが出てくるから、処理水を販売委託してでも、下水道料金を下げるることはできないのかと。

会 長 細かい事ですが、雨水は公費でもっていますよね。繰入金になるのですが、因みにいくらぐらいですか。

事務局 雨水処理に使われている繰入金は、平成 26 年度の決算見込の金額で 963 万円となっています。

委 員 この審議会は、最終的に下水道使用料を少しずつ上げていく方向を審議するのかなと私は理解しているのですが、その中で接続率が上がらない状態で、普通の家庭で下水道に接続していない方たちは完全に垂れ流しということですか。合併浄化槽から出たものはどこを通っていくのですか。

事務局 今、公共下水道が整備されているところは、管に入ってくるのですが、現状繋がっていないお宅、浄化槽を設置されているお宅については、既存の道路の側溝であったり、元々雨とか生活排水が混在している管があつたりするとそこに流れています。じゃあその水がどこに行くのかといいますと、二宮町であれば葛川、梅沢川等の河川に放流されている状況です。

委 員 その管の維持と河川の浄化のためにかかる、県の担当だから町は費用負担していないと思いますが、河川浄化にかかる…河川整備は県でしたよね。

事務局 河川の浄化に関する事業については私もあり知識がないのですが、河川の整備維持管理というのは二宮町内では葛川の一部、打越川の一部が神奈川県さんで、その上流域になりますと二宮町が管理する部分があるのですが、浄化というよりも整備改修といったメインは神奈川県にやっていただいているので…浄化という形ではないですね。

委 員 下水道使用料が上がっていったときに下水道に接続されていない家庭が受ける恩恵というか、彼らが負担しなくていい分もありますよね、そのまま流しちゃっているところは全く下水道に係る費用を使ってなくて、一部雨水が流れているとしても、雨水は公費とのことだったので、下水道に接続された方の負担ばかりで、受益者負担とはいえ、うまく合わなくなるということはないですか。

要するに下水道に接続されていない方って、合併浄化槽だから大丈夫だと思っている方もいるし、年間に係る費用が格段に安いわけですよね。下水道に接続したとたんに上水道の倍になるわけですから、高くなるのは目に見えているですから、ここで接続しないと。下水道に接続する方たちの方が、負担感が大きくなってしまうと、使用料をこの先上げていったときに、「どうして？」とそして余計に接続率が上がらなくなるという悪循環はおこさないのかなという…

事務局 そこのバランスですね。先程も申し上げましたとおり、費用的な面はやはりシビアなところでして、年間の維持管理経費ですとか、実際の自分の家計の中のお財布のことですので、100円なりとも出ることについて、どっちが安いか高いか、食料品買うにしても安い方を買って、切り詰めながらやられる中で、水道料金なり下水道料金が上がってくるのはどうなの？というところがあると思います。

先程の川の浄化と言いますか環境の方を見ますと、具体的に浄化費用はいくらかというのデータがありませんので言えませんが、やはり環境全面を見ますと昔からのせせらぎというものが戻ってきているということはありますので、広い面で見ていただかないと、一つ一つのところで見てしまうと、対比というの難しいところがありますので、やはり環境浄化は全体的な流れ、新聞にもありましたが、昔は、葛川は臭くて云々という話がありましたが、今は小魚や鮎まで上がってきたというようなところもあります。生活排水が別のところに流れていると、また、個人の方がいくら合併浄化槽で処理をされていると言っても、それは正規に合併浄化槽が、性能がちゃんと整備できていればきれいな水として流れますけども、普段維持管理で手を抜いていると汚い水のまま河川に行ってしまっていることもなきにしもあらずということもありますので、費用だけで一概に言えることでもありませんので、その辺も今後審議していただく中で、妥当なところを出していただければと思っています。

具体的に、こっちがいくら安いから、こっちがいくら高いからということでやられていくといけませんので、全体的な話の中で議論させていただければなと思います。

委 員 町が管理している道路の埋設管は町の管理ですか。

事務局 はい。

委 員 ということは、今の話の関連で、個人でやられている方で、町道の下の管を通って河川に流れていく場合、その管が壊れた場合は町が直さなければいけないということですね。

事務局 生活排水が下水道に入っているということでないと、側溝みたいなかたちで流れてしまします。公共下水道になると当然パイプというかたちで地下に埋まっています。個人の敷地の中のものは当然個人の方のものですけど、そこの入り口から町道は町の部分となりますので、管理的なもののはありますね。

委 員 側溝の清掃費は町ですか。

事務局 町です。

委 員 そうすると、側溝に流している方たちは、その費用は町が負担しているからいいけど、下水道に流した途端に、下水道使用料負担から処理しましょうということになるわけですよね。

事務局 はい。

委 員 主婦的な感覚で考えると、「あれ?」というものが出てきますよね。そうすると、使用料が上がった時に、「いやおかしいのではないか」という話が出てくることも考えられるので、審議する以上は確実に「これだからこうですよね」という納得できるような形で町民の皆様に提示できるのが一番良いかなと思います。

委 員 凈化槽の人は側溝に流せば川に流れるということですよね。そういうところが雨水の費用になるのではないかというご意見だと思うのですが、実際に雨水排水に係る費用は、外水排除といって、ポンプアップする場合などに係るもので、浄化槽から流したとしても、雨水として費用がかかるものではありません。

事務局 公社のパンフレットの 1 ページに基本的な下水道の役割が書かれていますが、色々なお話の中で出てきました「なぜ下水道に接続するの？」というのが全てここに書かれています。

例えば、ゲリラ豪雨で道路冠水の時に少しでも道路側溝に入る水を減らしましようということが、下水道の管を付ければ一つにそういう役割がありますね。もちろん家ではトイレの水洗化ですね。これが一番だと思います。浄化槽であっても、やはり臭いが出ると思いますので、それが全てなくなるということで公衆衛生が向上しますね。川の浄化というのがありますね。確かに昔葛川もだいぶ匂いが出たということがありまして、水質の改善の効果では、平成 13 年の時に BOD という生物化学的酸素要求量というのが、14 という数字だったのですが、今現在ですと 2 を切っていると思います。1 / 7 ぐらいに下がったということです。もう一箇所は、梅沢川という水路なのですが、釜野の今ちょうど工事をやっているところですね。二宮小学校から釜野の交差点、百合が丘の方に上がってしていく道の横に梅沢川という水路があるのですが、そこでは、平成 11 年の時には BOD が 35 という数字だったのですが、今現在は 5 ぐらいになっています。

委 員 まだ高いですね。

事務局 まだ高いですけども、一番ピーク時に比べますと浄化されてきました。それは、浄化槽の净水であっても相当の汚水ですので、下水道に繋げて数字が下がったということで、下水道の効果というものが非常にあるということで、スケールメリットということで、皆さんに繋いでいただき効果を更に拡大していきたいということです。

委 員 そうですね。少々経費もあるでしょうけども。この近隣の例えば平塚市、茅ヶ崎市の接続率は分かりますか。

事務局 90%を超えてます。

委 員 なぜそこまで違うのですか。

事務局 下水道整備自体が二宮町より早い時期に始めていますので、その違いは大きく影響していると思います。二宮が平成 3 年から工事を始めたのですが酒匂川の左岸処理場は昭和 57 年から稼働しています。

委 員 早くやったということで、どうして接続率が高くなるのですか。今話しているのは、枝管の話です。各個人の家と公共下水道を繋ぐ接続率の話です。これは早くても遅くとも個人の経費の話なので関係ないと思うのですが。

事務局 個人の話ですと、個人の経済状況の話ですので、そこは分かりませんけども、一般的に社会情勢という意味では、今より例えば10年、20年前に二宮町の整備が終わっていた場合を考えますと、やはり対応の仕方も別の違った方法もあったのかなと。

委 員 個人的な感覚で申し訳ないのですが、古い時代に下水道整備した時は、トイレが所謂ボットン式トイレから下水道だったのです。水洗に変わったので、お客様を招くのにあのトイレは嫌だから接続しようと、割と早く「あ、下水道きたから入ります」となります。ただ、合併浄化槽の場合、見かけの上では下水道と水洗トイレの違いが全く分からないので、そうすると今度はどっちの方が安いというふうになるので、後から整備する方がどうしても低くなってしまうのではないかなと思うのです。だから、接続率を上げる時にその部分を考えて、(接続率を)上げた上で使用料を上げた方がいいのかなと、使用料がここで上がると、また接続率が遠のくように思います。

委 員 二宮町は、やはりカントリーサイドなので、私道が沢山あるようなところ、要するに、公共下水道から家までの道路がグルッと回るとか、そういうので経費がかさむというのもあるのでしょうか。近いと経費が安くなるということもあるでしょうけど。

事務局 そうですね。後は、過去もっと早くやつたらという話なのですが、今二宮町を見ましても、ミニ開発などで家がどんどん建っていますよね。先に枝線が入っていれば、そこに宅マスが入っていますよね。新築でも、下水道が整備されていますので、当然浄化槽はいりませんし、すぐ繋ぎますよね。そこが違うのですね。今は、そこまで到達していなかったので、新築するにも浄化槽を造らなければならぬ。浄化槽の機能が向上して、処理水はそこまで変わらないのではないかと言われると、なかなか下水道に繋ぐ方がいなくなってしまうかなと思います。

委 員 浄化槽と下水道と、家庭内では何も変わりないですよね。生活する上では。だから、その意識を町民の皆さんに変えてもらわないと、なかなか接続率は上がらないと思います。

委 員 委員が仰ることは私もよく分かります。使用者の立場とするとね、よく分かつて、きちんとした形で接続したのに、接続していない人と不公平になってしまうのではないかと。その部分だと思うのです。どこで公平性を保つのか。色々な形で、例えば下水道に接続することで河川浄化にも協力しているのに、それにもかかわらず、利益を受けるのは同じだというのはおかしいだろうと、不公平感をなくしてほしいですね。

事務局 市街化区域を対象に二宮町は工事をやっているわけですが、工事をするエリアの方から受益者負担金という、工事をする一部としてお金をいただいています。これからなのですが、市街化調整区域の方からも税金と言う形でいただいておりますので、一般会計からの繰入金は税金ですので、どちらかと言いますと、まだ未整備の方からも工事費用に対して一般会計繰入金という形でいただいています。ですから、不公平感というお話ですと、どちらかと言いますと、接続の方よりは、まだ未整備の方の方が余計不公平感があるのかなと思います。

会 長 よろしいですか。では、その他、何か事務局よりありますか。

事務局 事務局より 1 点ございます。資料の最後に付けさせていただいておりますが、平成 27 年度下水道運営審議会開催スケジュール（案）でございます。

本年度は使用料の見直しを議論していただくことになりますので、年内に 6 回の開催を予定してございます。

次回の開催は 9 月 30 日（水）午前 10 時より町役場第一会議室での開催を予定しています。正式な開催案内につきましては、別途ご案内させていただきますが、ご予定に加えていただきますようお願ひいたします。

事務局 皆様にお諮りしたいことがございまして、スケジュールは年 6 回ということで、今回につきましては使用料の見直しということで、目的をさせていただいておりますので、会長の方から皆様に見直しをどうかということをお諮りいただき、よろしければこのスケジュールでと考えておりますので、ご確認をいただけますでしょうか。

会 長 事務局からもお話をございました。

使用料の見直しということで、以前はこれ程の回を持たなかつたと思うのですが。

事務局 通常 2 回でした。

会長 今回は使用料の見直しということで、慎重に皆様の意見を聞きたいということで、この回数でよろしいかどうか。

委員 前回の値上げの時にもこれぐらいありましたよね。

事務局 前回、平成23年度の審議会はやはり6回ぐらい開催していました。それを参考に今回見直しという形でございますので、上げる・上げないは別としまして、見直しの関係で皆様と議論いただく回数を増やしております。

委員 審議会というのは審議するわけですけども、ここで審議された最終的な結論は、例えば「値上げになりましたよ」とか「〇〇m³あたりいくらになりましたよ」とかいう決定はどこがやるのですか。

事務局 次回諮問という形で、町長の方から見直しをしてくださいという諮問をいただくことになります。そうすると、審議会としての検討は、答申書を出します。審議会の結論と申しますか、意見の総意を出します。仮に、このぐらいが妥当だとかこのぐらいがいいだとか結論が出たとしましたら、それを町へ答申という形で返します。町としては、条例でありますので、この条例を変えるかどうか、町として判断させていただいて、この審議会の意見は、審議会ではこういう意見でしたという形で、町として判断させていただきます。それで、条例改正をさせていただく形になります。そうすると、議会の方で承認させていただいて、最終的に変わるということです。最終的には町の判断という形になります。

会長 町長の諮問は次回の審議会の時にあるということで、それを踏まえて進めいくことになると思うのですが。ということで、6回よろしくお願ひします。

会長 本日の議題は全て終了しました。進行を事務局に返します。

進行 ありがとうございました。本日は会の途中にありましたが、下水道公社様より冊子が出ておりますので、ご参考としていただければと思います。それでは、次回は町からの諮問という形をとらせていただいて、今後の審議会の運営をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、本日はありがとうございました。

以上